

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	麻生区内の市立中学校
職 位	総括教諭
年 齢	59歳
性 別	男性
処 分 内 容	停職6月
処 分 理 由	<p>令和7年10月6日(月)、当日行われた合唱コンクールの終了後、午後6時頃から飲食店で同僚教職員らと飲酒を伴う飲食をした。</p> <p>その後、自宅の最寄り駅に向かい、駐輪場から通勤用の自転車に乗って帰宅途中、同日午後11時頃に歩行者と接触し怪我を負わせた。被害者が警察に通報し、警察の事情聴取を受け、呼気1リットルにつき0.15mg以上のアルコールが検知されたため、令和7年12月9日(火)、道路交通法違反及び人身事故について書類送致された。また、同月17日(水)に教育委員会によるヒアリング及び弁明の機会の付与において、上記事実を認めた。</p> <p>その後、令和8年5月13日付けで道路交通法違反により起訴され、同月21日付けで罰金10万円の略式命令を受けた。なお、人身事故については不起訴となった。</p> <p>このことは、常に高い行為規範を求められる公務員としてあるまじき行為で、公務に対する信用を失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行である。</p> <p>よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により処分するものである。</p>
処分発令日	令和8年6月29日
処 分 者	川崎市教育委員会

問合せ先  
川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課 佐久間  
電話 044-200-2883 内線50508